主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は、末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨は、事実誤認の主張であつて上告適法の理由にならない。

よつて旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官 長部謹吾関与

昭和二六年二月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	長名	} /	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介